

◆豊川市地域情報ライブラリー運営委員会

豊川市地域情報ライブラリーは、豊川市地域情報ライブラリー条例（昭和47年豊川市条例第17号）に基づいて設置されている機関で、その運営に関し豊川市地域情報ライブラリー館長の諮問に応ずるとともに、地域情報ライブラリーの行う業務について館長に意見を述べる役割を担っています。

設置根拠

○豊川市地域情報ライブラリー条例（抜粋）

（運営委員会）

第7条 地域情報ライブラリーの円滑な運営に資するため、豊川市地域情報ライブラリー運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、地域情報ライブラリーの運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、地域情報ライブラリーの行う業務について館長に対し意見を述べるものとする。

3 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 生涯学習に関する教育関係者
- (2) 視聴覚教育に関する学識経験者
- (3) 教育委員会の事務部局の職員

委員の名簿（平成26年度）

氏名	役職名
今泉 一義	情報教育部顧問校長
渡会 覚子	豊川市立保育園代表
三浦 由美子	豊川市保育協会代表
細井 光	豊川市ビデオ友の会代表
山田 佳宏	豊川市教育委員会学校教育課主幹
前田 清彦	豊川市教育委員会生涯学習課長

会議開催実績

《平成26年度》

第1回 日時 平成26年6月24日（火）午前10時～

場所 豊川市中央図書館 会議室（2階）

議題（1）豊川市地域情報ライブラリー運営委員会の管理及び運営に関する取扱いについて

（2）平成25年度豊川市地域情報ライブラリー事業報告について

（3）平成26年度豊川市地域情報ライブラリーの主要施策と事業計画について

（4）地域情報映像資料制作の題材について

(5) その他

第2回 日時 平成27年2月27日(金) 午後1時30分～

場所 豊川市中央図書館 会議室(2階)

議題 (1) 平成27年度の地域映像資料の題材について

(2) 地域映像資料の活用方法について

(3) その他

傍聴手続

傍聴希望の方は、当日、会議の開始時刻5分前までに、中央図書館 会議室までお越しください。

傍聴の受付は、先着順で行い定員(会場の都合により8名とさせていただきます。)になり次第受付を終了します。

議事録

[第1回\(平成26年6月24日\(火\)\)](#)

[第2回\(平成27年2月27日\(金\)\)](#)

問い合わせ先

豊川市教育委員会中央図書館業務係

電話番号 : 0533-85-5536

E-Mail : toshokan@city.toyokawa.lg.jp